



栃木県公報

令和4(2022)年
6月7日(火)
第310号

目次

告示

- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の変更…………… 711
- 生活保護法による指定介護機関の指定…………… 711
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止…………… 712
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定…………… 713
- 特定計量器の定期検査の実施…………… 714
- 遊漁規則の変更…………… 716
- 土地改良区連合定款変更の認可…………… 721
- 都市計画事業の認可…………… 721

公告

- 土地改良区役員の退就任…………… 722
- 土地改良区連合役員の退就任…………… 722

告示

栃木県告示第319号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報（平成13年栃木県告示第547号）の一部を次のように変更したので告示する。

令和4(2022)年6月7日

栃木県知事 福田 富一

表の栃木県立産業技術専門学校（短期課程）選考の項の次に次のように加える。

栃木県職員（獣医師） 採用選考候補者選定	種目別得点、総合得点及 び順位	合格発表の日から1月間	農政部農政課
-------------------------	--------------------	-------------	--------

（文書学事課）

栃木県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4(2022)年6月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
令和4 (2022)年 3月1日	社会医療法人恵生 会	さくら市氏家2650	グループホーム桜 野	さくら市櫻野 1297-3	認知症対応 型共同生活 介護
令和4 (2022)年 4月1日	医療法人北斗会	宇都宮市平出町 368-8	グループホーム高 根沢	高根沢町石末 1005-8	認知症対応 型共同生活 介護
令和4 (2022)年 4月1日	有限会社クリーン ワークス	宇都宮市豊郷台 3-40-10	ポニー薬局矢板店	矢板市末広町64- 5	居宅療養管 理指導

2 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介護予防の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
令和4 (2022)年 3月1日	社会医療法人恵生 会	さくら市氏家2650	グループホーム桜 野	さくら市櫻野 1297-3	介護予防認 知症対応型 共同生活介 護
令和4 (2022)年 4月1日	医療法人北斗会	宇都宮市平出町 368-8	グループホーム高 根沢	高根沢町石末 1005-8	介護予防認 知症対応型 共同生活介 護
令和4 (2022)年 4月1日	有限会社クリーン ワークス	宇都宮市豊郷台 3-40-10	ポニー薬局矢板店	矢板市末広町64- 5	介護予防居 宅療養管理 指導

栃木県告示第321号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4（2022）年6月7日

栃木県知事 福田 富 一

1 居宅介護事業者

廃 止 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
令和4	株式会社ミック	愛知県名古屋市中	エムハート薬局も	真岡市下高間木	居宅療養管

(2022)年 3月31日		村区名駅3-28-12	おか店	1-13-7	理指導
令和4 (2022)年 3月31日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中 村区名駅3-28-12	エムハート薬局い しばし店	下野市石橋838- 3	居宅療養管 理指導
令和4 (2022)年 3月31日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中 村区名駅3-28-12	エムハート薬局ほ りごめ店	足利市堀込町 2760-4	居宅療養管 理指導
令和4 (2022)年 3月31日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中 村区名駅3-28-12	エムハート薬局朱 雀店	佐野市堀米町 3947-14	居宅療養管 理指導
令和4 (2022)年 3月31日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中 村区名駅3-28-12	エムハート薬局な かがわ店	那珂川町小川 2961-8	居宅療養管 理指導
令和4 (2022)年 3月31日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中 村区名駅3-28-12	鹿島中央薬局	足利市鹿島町500- 3	居宅療養管 理指導

2 介護予防事業者

廃止 年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の 種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和4 (2022)年 3月31日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中 村区名駅3-28-12	エムハート薬局も おか店	真岡市下高間木 1-13-7	介護予防居 宅療養管理 指導
令和4 (2022)年 3月31日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中 村区名駅3-28-12	エムハート薬局い しばし店	下野市石橋838- 3	介護予防居 宅療養管理 指導
令和4 (2022)年 3月31日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中 村区名駅3-28-12	エムハート薬局ほ りごめ店	足利市堀込町 2760-4	介護予防居 宅療養管理 指導
令和4 (2022)年 3月31日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中 村区名駅3-28-12	エムハート薬局朱 雀店	佐野市堀米町 3947-14	介護予防居 宅療養管理 指導
令和4 (2022)年 3月31日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中 村区名駅3-28-12	エムハート薬局な かがわ店	那珂川町小川 2961-8	介護予防居 宅療養管理 指導
令和4 (2022)年 3月31日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中 村区名駅3-28-12	鹿島中央薬局	足利市鹿島町500- 3	介護予防居 宅療養管理 指導

(保健福祉課)

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和33年栃木県規則第78号）第7条の規定により告示する。

令和4（2022）年6月7日

栃木県知事 福田 富一

I クリーニング師の研修

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 出席して受講する研修の開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所	
	会場名	所在地
令和4（2022）年10月5日（水）	栃木県小山庁舎	小山市犬塚3-1-1
令和4（2022）年12月7日（水）	そば割烹日晃	鹿沼市西茂呂2-22-25

3 通信制により受講する研修の申込受付期間

令和4（2022）年10月17日（月）から同年11月16日（水）まで

4 受講料

5,000円

II 業務従事者に対する講習

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 出席して受講する講習の開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所	
	会場名	所在地
令和4（2022）年11月9日（水）	栃木県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22
令和5（2023）年2月1日（水）	そば割烹日晃	鹿沼市西茂呂2-22-25

3 通信制により受講する講習の申込受付期間

令和4（2022）年10月17日（水）から同年11月16日（水）まで

4 受講料

4,500円

(生活衛生課)

栃木県告示第323号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により次のとおり特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和4（2022）年6月7日

栃木県知事 福田 富一

1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（2の定期検

査を除く。)

区 域	期 日		場 所
	年 月 日	時 間	
那須塩原市	令和4(2022)年 9月2日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須塩原市あたご町2-3 那須塩原市役所西那須野支所
	令和4(2022)年 9月5日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和4(2022)年 9月6日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和4(2022)年 9月7日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須塩原市若草町117-1 稲村公民館
	令和4(2022)年 9月8日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和4(2022)年 9月9日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和4(2022)年 9月12日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	那須塩原市中塩原1-2 那須塩原市役所塩原支所
	令和4(2022)年 9月13日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須塩原市関谷448-4 那須塩原市観光振興センター
矢 板 市	令和4(2022)年 9月14日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	矢板市矢板106-2 矢板市生涯学習館
	令和4(2022)年 9月15日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和4(2022)年 9月16日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	矢板市泉428 矢板市泉公民館
	令和4(2022)年 9月20日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	矢板市片岡2098-3 矢板市片岡公民館コミュニティホール
那珂川町	令和4(2022)年 9月21日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那珂川町馬頭555 那珂川町役場
	令和4(2022)年 9月22日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和4(2022)年 9月26日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
那須烏山市	令和4(2022)年 9月27日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須烏山市中央2-13-12 那須烏山市烏山体育館
	令和4(2022)年 9月28日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和4(2022)年 9月29日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須烏山市岩子6-1 那須烏山市南那須公民館
	令和4(2022)年 10月12日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	那須町湯本199-14 那須町高原公民館
	令和4(2022)年	午前10時から正午まで及び	

那 須 町	10月13日(木)	午後1時から午後3時まで	那須町寺子乙2567-10 那須町文化センター
	令和4(2022)年 10月14日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
大 田 原 市	令和4(2022)年 10月17日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	大田原市湯津上5-1081 大田原市役所湯津上支所
	令和4(2022)年 10月18日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	大田原市黒羽田町636-1 黒羽田町公園(たまち蔵屋敷)
	令和4(2022)年 10月19日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	大田原市美原1-1-4 大田原市勤労青少年ホーム
	令和4(2022)年 10月20日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和4(2022)年 10月21日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和4(2022)年 10月24日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
那須塩原市 矢板市 那珂川町 那須烏山市 大田原市 那須町	各区域の期日の初 日から令和4 (2022)年12月22 日(木)まで(土 曜日、日曜日及び 国民の祝日に関す る法律(昭和23年 法律第178号)に 規定する休日を除 く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	宇都宮市ゆいの杜1-5-64 栃木県計量検定所

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により特定計量器の所在の
場所で行う定期検査

計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
那須塩原市、矢板市	令和4(2022)年9月27日(火)から同年12月22日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
那珂川町、那須烏山市	令和4(2022)年10月4日(火)から同年12月22日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
大田原市、那須町	令和4(2022)年10月25日(火)から同年12月22日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(産業政策課)

栃木県告示第324号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年6月7日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市草久1336番地1
西大芦漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第19号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
西大芦漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注1・2 略 2・3 略</p> <p><u>4</u> 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 10%;">魚種</th> <th style="width: 10%;">漁具及び漁法</th> <th style="width: 10%;">区域</th> <th style="width: 10%;">期間</th> <th style="width: 10%;">遊漁料</th> <th style="width: 10%;">附加料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">共通遊漁券</td> <td style="text-align: center;">あゆ</td> <td style="text-align: center;">竿釣</td> <td style="text-align: center;">特別漁場、特設釣場を除く区域</td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。</p>	略	種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金	共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁者の遊漁料_____は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注1・2 略 2・3 略</p>	略
略																	
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金											
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場、特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-											
略																	

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和4(2022)年6月7日

II

- 1 漁業権者の住所及び名称
足利市常見町623番地4
渡良瀬漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第24号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
渡良瀬漁業協同組合内共第24号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、<u>あゆ</u>、<u>さくらます</u>・<u>やまめ</u>、<u>にじます</u>、<u>いわな</u>又は<u>こい</u>の遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、<u> </u>さくらます・<u>やまめ</u>、<u>にじます</u>、<u>いわな</u>又は<u>こい</u>の遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>4 略</p>

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和4(2022)年6月7日

Ⅲ

- 1 漁業権者の住所及び名称
宇都宮市平出工業団地6番地7
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号及び第23号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第3号及び第23号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)</p> <p>第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">魚種</th> <th style="width: 45%;">区 域</th> <th style="width: 40%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種 (あゆ及びかじかを除く。)</td> <td>荒川(熊ノ木橋より下流約800mの区域(熊ノ木橋より下流へ8箇所目の堰堤まで))</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略 (遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 10%;">魚 種</th> <th style="width: 10%;">漁具及び漁法</th> <th style="width: 10%;">区 域</th> <th style="width: 10%;">期 間</th> <th style="width: 10%;">遊 漁 料</th> <th style="width: 10%;">附 加 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	魚種	区 域	期 間	全魚種 (あゆ及びかじかを除く。)	荒川(熊ノ木橋より下流約800mの区域(熊ノ木橋より下流へ8箇所目の堰堤まで))	略	種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	附 加 料								<p>(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)</p> <p>第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">魚種</th> <th style="width: 45%;">区 域</th> <th style="width: 40%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種 (あゆ及びかじかを除く。)</td> <td><u> </u>熊ノ木橋より下流約800mの区域(熊ノ木橋より下流へ8箇所目の堰堤まで))</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略 (遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 10%;">魚 種</th> <th style="width: 10%;">漁具及び漁法</th> <th style="width: 10%;">区 域</th> <th style="width: 10%;">期 間</th> <th style="width: 10%;">遊 漁 料</th> <th style="width: 10%;">附 加 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	魚種	区 域	期 間	全魚種 (あゆ及びかじかを除く。)	<u> </u> 熊ノ木橋より下流約800mの区域(熊ノ木橋より下流へ8箇所目の堰堤まで))	略	種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	附 加 料							
魚種	区 域	期 間																																							
全魚種 (あゆ及びかじかを除く。)	荒川(熊ノ木橋より下流約800mの区域(熊ノ木橋より下流へ8箇所目の堰堤まで))	略																																							
種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	附 加 料																																			
魚種	区 域	期 間																																							
全魚種 (あゆ及びかじかを除く。)	<u> </u> 熊ノ木橋より下流約800mの区域(熊ノ木橋より下流へ8箇所目の堰堤まで))	略																																							
種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	附 加 料																																			

略	略	略	略	略	略	略	略
東古屋湖特別漁場	略	略	略	東古屋湖特別漁場	解禁日の翌々日から12月31日まで	略	略
	わかさぎ日釣券	わかさぎ	手釣及び竿釣	同上	同上	2,000円	1,200円
	わかさぎ回数券(10枚綴り)	わかさぎ	手釣及び竿釣	同上	同上	16,000円	1,200円

略	略	略	略	略	略	略	略
東古屋湖特別漁場	略	略	略	東古屋湖特別漁場	解禁日の翌々日から12月31日まで	略	略
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

注1～5 略
 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

略	略
女性	前項に規定する遊漁料から500円を減じた額(東古屋湖特別漁場における全魚種日釣券(B)及び同午後券に限る。)

注1～5 略
 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

略	略
女性	前項に規定する遊漁料から500円を減じた額(東古屋湖特別漁場における全魚種券及びふな券に限る。)

3～5 略

3～5 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
 令和4(2022)年6月7日

IV

- 1 漁業権者の住所及び名称
 宇都宮市平出工業団地6番地7
 栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
 内共第5号、内共第6号、内共第7号及び第15号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
 栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第5号、内共第6号、内共第7号及び第15号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)
 - (2) 変更内容

	赤沢川、稲荷川、田母沢川、荒沢川並びに左沢川)の区域			赤沢川、稲荷川、田母沢川、荒沢川並びに左沢川)の区域(神橋地区を除く。)	
大谷川(上流地区)	華巖の滝滝壺から古河日光馬道発電所下流300m第3床固までの区間区域	1月1日から12月31日まで			
略	略	略	略	略	略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和4(2022)年6月7日

(農村振興課)

栃木県告示第325号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

令和4(2022)年6月7日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区連合名	認可年月日
那須野ヶ原土地改良区連合	令和4(2022)年4月22日

(農地整備課)

栃木県告示第326号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4(2022)年6月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
宇都宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画道路事業3・3・105号産業通り(大和)
- 3 事業施行期間
令和4(2022)年6月7日~令和10(2028)年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
栃木県宇都宮市江曾島本町及び字蛙沼並びに陽南3丁目、陽南4丁目、大和1丁目、大和2丁目、大塚町、八千代1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 5 認可の年月日
令和4(2022)年5月27日

(都市計画課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4（2022）年6月7日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
うつのみや中央土地改良区	理 事	中村 晴彦		宇都宮市東横田町353	令和4 (2022). 4.13	
引 田土地改良区	理 事	齋藤 定夫	齋藤 定夫	鹿沼市引田904	令和4 (2022). 3.31	令和4 (2022). 4.1
	〃	石原 功	石原 功	〃 〃 655	〃	〃
	〃	高村 祐司	高村 祐司	〃 〃 1183-1	〃	〃
	〃	高村 秀男	高村 秀男	〃 〃 1355	〃	〃
	〃	高村 正一	高村 正一	〃 〃 1532	〃	〃
	〃	高村 和義	高村 和義	〃 〃 510	〃	〃
	〃	福田 達夫	福田 達夫	〃 〃 1836	〃	〃
	〃	坂本 忠仁	坂本 忠仁	〃 〃 949	〃	〃
	〃	石原 慎一	石原 慎一	〃 〃 631	〃	〃
	〃	酒井 嘉夫	酒井 嘉夫	〃 〃 1140	〃	〃
	監 事	上沢 収		〃 〃 430	〃	
	〃	高村 實	高村 實	〃 〃 287	〃	令和4 (2022). 4.1
	〃	江連 茂樹	江連 茂樹	〃 〃 998	〃	〃
	〃		高村 匡	〃 〃 1362-3		〃
〃		福田 義一	〃 〃 1754-3		〃	

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4（2022）年6月7日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区連合名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
那須野ヶ原土地改良区連合	理 事	田代 敬寛		大田原市小滝990	令和4 (2022). 2.28	

理事	菊池 俊一		大田原市奥沢133-2	令和4 (2022). 4.11	
〃	渡辺 喜美	渡辺 喜美	那須塩原市朝日町15-12	〃	令和4 (2022). 4.12
〃	山崎 廣幸	山崎 廣幸	〃 埼玉76	〃	〃
〃	中里 信義	中里 信義	〃 太夫塚1-232-13	〃	〃
〃	池田 道雄	池田 道雄	〃 四区町724	〃	〃
〃	飯沼 理伯	飯沼 理伯	〃 接骨木28	〃	〃
〃	臼井 利美	臼井 利美	〃 上大貫194-1	〃	〃
〃	井上 徹男	井上 徹男	〃 青木1958	〃	〃
〃	月井 美好	月井 美好	〃 百村489-3	〃	〃
〃	田代 和一	田代 和一	〃 湯宮877	〃	〃
〃	松本 伸一	松本 伸一	〃 塩野崎48	〃	〃
〃	山口 勉	山口 勉	〃 鍋掛1474	〃	〃
〃	花塚 清美	花塚 清美	〃 上厚崎119	〃	〃
〃	澤 稔	澤 稔	〃 鍋掛94	〃	〃
〃	鎚木 征男	鎚木 征男	〃 井口8	〃	〃
〃	星野恵美子	星野恵美子	〃 三島2-122-26	〃	〃
〃	小森 次夫	小森 次夫	大田原市羽田963	〃	〃
〃	古森 幸男	古森 幸男	〃 湯津上4064-1	〃	〃
〃	磯尾 義親	磯尾 義親	〃 〃 2940-2	〃	〃
〃	越沼 憲雄	越沼 憲雄	〃 蛭田1980-6	〃	〃
〃	池沢 保人	池沢 保人	〃 親園1989-3	〃	〃
〃	青木 文夫	青木 文夫	小山市西城南3-2-8	〃	〃
〃		島田 晴子	那須塩原市西赤田239-10		〃
〃		西岡 智子	大田原市花園1187-1		〃
〃		鈴木 啓重	〃 小滝1068		〃
監事	菊地 雅博		〃 湯津上2378	令和4 (2022). 4.11	
〃	横田 一雄	横田 一雄	那須塩原市一区町221	〃	令和4 (2022). 4.12
〃	高瀬 辰夫	高瀬 辰夫	〃 青木325	〃	〃
〃		渡邊 和子	大田原市薄葉1387		〃

(農地整備課)